

社会医療法人健友会行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成32年 3月 31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
女性社員・・・2016年4月1日現在の取得率以上を維持すること
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

<対策>

- 平成29年4月～ 育児休業を取得できることを周知するため、新入職員（中途採用も含む）及び管理職を対象とした研修の実施（制度教育に盛り込む）

目標2：小学校入学前までの子を持つ労働者の所定外労働免除制度を導入する。

<対策>

- 平成29年 4月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 平成31年 6月～ 制度導入
- 平成31年 6月～ 広報誌や研修での制度周知

目標3：2016年度実績から1%の所定外労働削減をおこなう

<対策>

- 平成29年4月～ 所定外労働の統計資料を作成するための業務整備
- 平成29年5月～ 資料を基に労使交渉の場で継続的な話し合いを持つ。